## 福井県農業協同組合

(令和6年7月1日現在適用中)

|                   |  |                                    | (令和6年7月1日現在適用            | 中ノ |
|-------------------|--|------------------------------------|--------------------------|----|
| 1. 商品名            | • 地域農業応援資金   |                                    |                          |    |
| 2.ご融資対象者          | <ul><li>・当JAの組合員で個人の方。</li><li>・当JAの組合員で組織する団体、法人。</li><li>※ 当JAの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。</li></ul> |                                    |                          |    |
| 3. 資金使途           | ・下表のとおりとなります。  |                                    |                          |    |
| およびご融資期間          | 資金の種類 資金使途 貸出期間  |                                    |                          |    |
| 40 よ U - C 配原 対 同 | 農業用地資金   | 農業用地の取得、改良、造成に必要とする資金              | 25年以内                    |    |
|                   | 農業施設資金   | 農業用構築物の取得、<br>改良に必要とする資<br>金       | (うち据置期間3年以内)             |    |
|                   | 農業機械購入資金   | 農業用機械器具の取<br>得に必要とする資金             | 7年以内<br>(うち据置期間2年以内)     |    |
|                   | 発電・蓄電設備購入資金  | 発電・蓄電設備器具の<br>取得に必要とする資<br>金       | 15 年以内<br>(うち据置期間 3 年以内) |    |
|                   | その他資金  | 耐用年数が長期に渡<br>るものの取得に必要<br>とする資金    | 25 年以内(減価償却の範囲内)         |    |
|                   | 運転資金   | 経営を行うにあたり<br>必要とする資金               | 5年以内                     |    |
|                   | 借換資金   | 他金融機関(農機クレ<br>ジットを含む)の設備<br>資金の借換え | 当初借入期間の残存期間<br>内         |    |
| 4. ご融資金額          | ・事業費の100%以内かつ2億円未満(1万円単位)<br>※ 福井県農業信用基金協会保証(追認方式)によるお借入れの場合は、1,000<br>万円以内(1万円単位)                               |                                    |                          |    |
| 5. ご融資利率          | ・当JA所定の利率  |                                    |                          |    |
| 6. 金利情報の<br>入手方法  | <ul><li>現在のご融資利率につきましては、当JA窓口までお問い合わせください。</li></ul>   |                                    |                          |    |
| 7. ご返済方法          | ・証書借入の場合<br>元利均等返済または元金均等返済とし、毎月返済、年1回または年2回返済<br>からお選びいただけます。<br>・手形借入の場合<br>期日一括返済とし、利息はお借入れ時に一括でお支払いただきます。    |                                    |                          |    |
| 8.担保              | <ul><li>・必要ありません。</li><li>※ 保証機関の審査、</li><li>ます。</li></ul>   | お借入条件によっては、                        | 担保が必要となる場合がごる            | えい |

| 9. 保 証           | ・証書借入の場合は、原則として福井県農業信用基金協会の保証、手形借入の場合は個人保証が必要となります。                           |
|------------------|---|
|                  | ・法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。   |
|                  | ・法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。   |
|                  | ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込  |
|                  | まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を  |
|                  | 必要としない場合がございます。<br>・連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方                        |
|                  | が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。  |
|                  | 【法人の場合】   |
|                  | ・経営者(法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)   |
|                  | ・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など)   |
|                  | 【法人以外の場合】   |
|                  | ・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)<br>・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方                      |
|                  | · 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまし   |
|                  | て、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となりま  |
|                  | す。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前   |
|                  | の1か月以内に作成されたものに限ります。  |
| 10. 保証料          | ・ご融資時に、福井県農業信用基金協会に対し、所定の保証料を一括でお支払   |
|                  | いいただきます。  |
|                  | ・上記一括払いのほかに、約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払<br>いただく分割後払いもお選びいただくことができます。              |
|                  | ・個人保証の場合、保証料はいただきません。   |
| 11. 手数料          |   |
| 11. 于数何          | ・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、<br>次の事務手数料(消費税含む)が必要です。                  |
|                  | 全額繰上返済手数料 33,000円   |
|                  | 一部繰上返済手数料 5,500円  |
|                  | ・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、  |
|                  | 5,500円の条件変更手数料(消費税含む)が必要です。   |
| 12. 苦情処理措置       | ・苦情処理措置   |
| および紛争解<br>決措置の内容 | 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J<br>A支店または金融部 融資課(電話:0776-50-7621)にお申し出   |
|                  |   |
|                  | かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。   |
|                  | また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を   |
|                  | 受け付けております。  |
|                  | ・紛争解決措置<br>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき                                 |
|                  | 外部の粉事解伏機関を利用して解伏を図りたい場合は、例の機関を利用でき <br>  ます。上記当JA金融部 融資課またはJAバンク相談所にお申し出くださ   |
|                  |   |
|                  | なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。   |
|                  | 福井弁護士会 (電話:0776-23-5255)  |
|                  | 京都弁護士会 (電話:075-231-2378)  |
| 13. その他参考と       | 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777) ・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定                  |
| 13. その他参考と なる事項  | ・ね甲込みに除しては、ヨJAねよびヨJAが損だする休証機関において別だ  <br>  の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる |
| 3.0.1.2          | 場合もございますので、あらかじめご了承ください。  |
|                  | ・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印   |
|                  | 紙税が不要となりますが、22,000円の電子契約サービス手数料(消費  |
|                  | 税等含む。)が必要です。  |
|                  | ・ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。  |

・ご不明な点は、ご利用の当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。